



長野県告示第526号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第8号
登録年月日	平成13年8月30日
地域登録検査機関の名称	ながの農業協同組合
代表者氏名	代表理事組合長 豊田 実
主たる事務所の所在地	長野県長野市大字中御所字岡田131-14
登録の区分	品位等検査
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産小麦、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば
農産物検査を行う区域	長野県

農産物検査員

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
小林 篤	長野県千曲市寂蔵668-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1113305
青木 紀明	長野県千曲市大字杭瀬下164	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114346
池田 淳一	長野県千曲市大字若宮975	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114347
宮下 一雄	長野県埴科郡坂城町大字南条3816	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K1115407
湯本 秀樹	長野県高井郡木島平村大字往郷579-4	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1118117
割田 伸介	長野県中野市片塙106	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1118118
堀内 佑介	長野県中野市大字片塙7-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1124365
齊藤 隼也	長野県須坂市墨坂1-16-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126065
小林 俊一	長野県中野市大字更科410番地	もみ、玄米、大豆、そば	K1115551
上田 哲	長野県下高井郡山ノ内町戸狩597番地	もみ、玄米、大豆、そば	K1155552
児玉 富男	長野県中野市中野1479番地30	玄米、そば	K1126146
高橋 昌人	長野県飯山市大字常郷1248-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1112057
小林 明	長野県飯山市大字豊田3098-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1112058
浦山 善安	長野県中野市大字草間1814-26	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1113170
山岸 正明	長野県下高井郡木島平村大字上木島1103-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1113171
宮沢 康弘	長野県飯山市大字豊田7208	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1113172
高橋 正和	長野県飯山市大字飯山316-6	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1113173
内堀 喜博	長野県飯山市大字飯山493-12	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114181
宮川 直樹	長野県下水内郡栄村大字堺5531	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1114182
上原 広樹	長野県飯山市大字照里1035-7	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115203

藤巻 浩之	長野県飯山市大字静間729-7	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115204
小林 和文	長野県飯山市大字静間688	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1115205
佐藤 忠雄	長野県飯山市大字天神堂30-1	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1116133
高橋 彰	長野県飯山市大字常郷2268	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1116134
六川 宏道	長野県飯山市大字木島1658	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1116135
小島 直人	長野県中野市片塙374-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1116136
丸山 義治	長野県飯山市大字旭1679-1	もみ、玄米、小麦、大麦、そば	K1117058
森 博之	長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷6774	もみ、玄米、小麦、大麦、そば	K1117059
石澤 弘幸	長野県飯山市大字蓮2665-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1118029
藤木 亮	長野県中野市大字笠原198-3	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1118028
渡辺 健二	長野県飯山市大字照岡223-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1119064
高橋 徹也	長野県飯山市大字常盤1145-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1119065
内山 淳	長野県飯山市大字静間2413-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1121087
小林 理沙	長野県飯山市大字野坂田466-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1121088
大日方 功	長野県飯山市常盤5767	もみ、玄米、小麦、大麦	K1122049
岩月 隆志	長野県中野市大字片塙438-11	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1124367
坂口 稔明	長野県中野市大字上今井747-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1124366
福山 真一	新潟県妙高市大字樽本丙1101-76	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1124368
石田 皓	長野県中野市小田中95-2 リヴィエール203	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1125138
月岡 秀樹	長野県飯山市大字木島709-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126066
田中 健介	長野県飯山市大字常盤5838-1	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126067
荻原 志久	長野県飯山市大字常郷41-2	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K1126068
青木 拓朗	長野県下高井郡木島平村往郷3165	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K1126280
松本 俊之	長野県下高井郡木島平村大字上木島1634-1	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K1126281
今清水 肇仁	長野県飯山市大字緑1150	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028025
服部 昌史	長野県飯山市大字緑694-10	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K2028026
高池 晴美	長野県長野市大字大豆島563-2	もみ、玄米、小麦、大豆、そば	K2028033

成分検査業務受託先	受委託の区分	
	登録検査機関の名称	
	代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	

備考	農産物検査員の新規登録
----	-------------

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。

農業技術課

長野県告示第527号

国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく土地分類基本調査を次のとおり実施します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

1 土地調査として指定された年月日

平成28年9月1日

2 調査を実施する者の名称

長野県

3 調査地域

測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項の規定により、国土交通大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域
時又（長野県の区域に限る。）
満島（長野県の区域に限る。）

4 調査期間

平成28年9月26日から平成29年3月31日まで

農地整備課

長野県告示第528号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市戸隠字勝負平895、897、899から901まで、903、914

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第529号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡飯島町七久保3013の81（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草5662の1・5667の1・5668の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5652の1、5652の3、5660、5663の4、5663の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡南木曽町吾妻218の6（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第532号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊那市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第534号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年9月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課